新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について【傷害保険】 (2020年5月改定)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品 改定を実施します。

①改定内容

- ・海外旅行保険等において、新型コロナウイルス感染症等、補償の対象となる感染症の範囲を拡大します。 これによりコロナウイルス感染症に関する保険金の支払要件を緩和します。(詳細は後記(1))
- ・特定感染症(感染症法の一類~三類感染症(※))を補償する特約について、新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症」を追加して補償します。(詳細は後記(2))
- ・上記について、2020年2月1日(新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日)以降の発病から遡及して補償します。
- (※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(以下、感染症法といいます)で 定める感染症をいいます。

②対象契約

下記(1)および(2)の「対象特約等」がセットされている 2020 年 2 月 1 日時点の有効契約および同日以降の保険始期契約

- (注)下記「対象特約等」がセットされていない契約は、疾病を補償する商品・特約を除き、今までどおり新型コロナウイルス感染症は補償されません。
- ③補償の拡大に伴う追加保険料 追加保険料のお支払いは不要です。
- (1)海外旅行保険等における支払要件の緩和および緩和の対象となる感染症の見直し

改定内容の詳細については、「約款の変更点/新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

商品	対象特約等	改定概要	約款の変更点/ 新設特約
海外旅行保険 e とらべる海外 旅行保険	・疾病死亡保険金支払特約 ・治療・救援費用補償特約 ・疾病治療費用補償特約	・緩和の対象となる感染症の範囲を以下のとおり見直します。(※2) <改定後の対象となる感染症>	海外旅行保険 e とらべる海外旅行保険
学校旅行総合保険	普通保険約款・海外疾病死亡危険補償条項・海外疾病治療費用補償条項・ 弔慰費用補償条項	・一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症	学校旅行総合保険
海外旅行傷害保険	・疾病死亡保険金支払特約・疾病治療費用補償特約・外国人研修生特約(※1)・クレジットカード用海外旅行傷害保険特約	・指定感染症(新型コロナウイルス感染症) ・顎口虫(がっこうちゅう) ・これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後30日以内の治療開始(死亡保険金については死亡)」(※3)に緩和します。	海外旅行傷害保険

- (※1) 病気により治療を受けた場合で保険金をお支払いする要件を以下のとおり緩和します。
 - ・病 気:「帰宅後48時間以内の治療開始」から「帰宅後72時間以内の治療開始」に緩和
 - ・緩和の対象となる感染症:「帰宅後14日以内の治療開始」から「帰宅後30日以内の治療開始」に緩和 ※死亡保険金は、それぞれ治療開始を死亡と読み替えます。

2020年2月1日時点で「支払条件変更に関する特約(外国人研修生特約用)」が自動セットされます。

- (※2) 2020 年 2 月 1 日時点で「指定感染症追加補償特約」および「感染症範囲変更(感染症法準拠)特約」を 自動セットします。
- (※3) 商品により保険金をお支払いする要件が変わります。
 - ① 学校旅行総合保険の海外疾病治療費用補償条項において、病気により治療を受けた場合で保険金をお支払いする要件は、以下のとおりです。(改定はありません)
 - ・病気:帰宅後48時間以内の治療開始、緩和の対象となる感染症:帰宅後14日以内の治療開始
 - ② 海外旅行傷害保険 クレジットカード用海外旅行傷害保険特約の疾病治療費用補償条項は、ご契約条件により、治療開始までの時間が異なることがあります。
- (2)特定感染症(一類~三類感染症)を補償する特約に対する新型コロナウイルス感染症を含む 「指定感染症」の追加

改定内容の詳細については、「約款の変更点/新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

以たり行の時間に 2v では、「別別の友文宗/ 例取刊がJ I 欄の間間右でノブラブ じてください。				
商品	対象特約	改定概要	約款の変更点/ 新設特約	
団体総合生活補償保険 学生・こども総合保険 タフ・ケガの保険 (パーソナル総合傷害保険) 普通傷害保険(※1) 家族傷害保険(※1) スタンダード傷害保険 (※1)	特定感染症危険「後遺障 害保険金、入院保険金お よび通院保険金」補償特 約 等 ※特約名称の冒頭に「特 定感染症」がついてい る特約をいいます。	補償対象となる感染症について、現行の「一類~三類感染症」に、新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症」(※2)を補償の対象に追加します。 *上記以外の支払要件・支払保険金の額は変わりません。	団体総合生活補償保険 学生・こども総合保険 タフ・ケガの保険 普通傷害保険 家族傷害保険 スタンダード傷害保険	

- (※1) すでに新規の販売を中止しています。
- (※2) 上記対象特約がセットされた 2020 年 5 月 11 日以前始期のご契約については、待期期間(責任開始日から 10 日以内に発病した感染症に対しては保険金をお支払いしない取扱い)は適用せず、補償の対象となります。(「待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約」が自動セットされます)

なお、本特約は2020年5月12日以降始期(または特約中途付帯日)のご契約にはセットされません。

新型コロナウイルス感染症を補償する主な商品等は、弊社公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて」でご確認ください。

			<u> </u>
対象特約(例)	左記特約に自動セットされる特約 (注)治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
疾病死亡保険金支払特約	感染症範囲変更(感染症法準拠)特約	指定感染症追加補償特約	<概要>
			・補償の対象となる感染症の範囲を、
	第1条[この特約の適用条件]	第1条 [この特約の適用条件]	対象特約の別表1記載の感染症か
	この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・	この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・	ら、以下のとおり見直します。(感
<中略>	救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約	救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約	染症範囲変更(感染症法準拠)特
	のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保	のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保	約、指定感染症追加補償特約を自
	険証券にこの特約を適用する旨記載されている	険証券にこの特約を適用する旨記載されている	動セット)
第2条 [保険金を支払う場合]	ときに適用されます。	ときに適用されます。	【感染症の範囲】

(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、 その死亡が次の①から③までのいずれかに該 | 第2条「疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費 | 当した場合は、この特約および普通保険約款 の規定に従い、保険証券に記載された疾病死

亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死 亡保険金受取人に支払います。

- ① 責任期間中に死亡した場合
- ② 次のア、またはイ、に掲げる疾病のいず れかを直接の原因として責任期間が終了し た日からその日を含めて30日以内に死亡 した場合。ただし、責任期間終了後72時 間を経過するまでに治療を開始し、かつ、 その後も引き続き治療を受けていた場合に 限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病し た疾病。ただし、その疾病の原因が責任 期間中に発生したものに限ります。
- ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感 染症を直接の原因として責任期間が終了し た目からその目を含めて30日以内に死亡 した場合

<中略>

| 用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替

この保険契約については、疾病死亡保険金支 払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治 療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり 読み替えて適用します。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律(平成10年法 律第114号)第6条(定義等)に規 定する次のいずれかの感染症(注)
 - 一類感染症
 - ② 二類感染症
 - ③ 三類感染症
 - ④ 四類感染症
- (2) 顎口虫
- (注)疾病死亡保険金においては被保険者 が死亡した時点、治療・救援費用保険 金および疾病治療費用保険金におい ては被保険者が治療を開始した時点 において規定する感染症をいいます。

第2条「感染症の取扱い〕

この保険契約については、疾病死亡保険金支 払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治 療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第6条(定義 等) 第8項に規定する指定感染症(注)を含む ものとします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第7条(指定感染症に対 するこの法律の準用)第1項の規定に基づ き一類感染症、二類感染症または三類感染 症に適用される規定と同程度の規定を準用 | することが政令で定められている場合に限 ります。

第3条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お よび他の特約の規定を準用します。

感染症法に定める一類~四類感 染症、指定感染症(新型コロナ ウイルス感染症) および顎口虫

- これにより、新型コロナウイルス 感染症に感染した場合の保険金を お支払いする要件を「帰宅後 30 日 以内の治療開始 (疾病死亡保険金 は死亡された場合)」に緩和しま
- ・2020年2月1日以降に上記の要件 に該当した場合から遡及して補償 します。

<自動セットの条件>

対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約に自動セ ットします。

対象特約(例)	左記特約に自動セットされる特約 (注)治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます	解説
別表1 第2条 [保険金を支払う場合](1)③の		
感染症	第3条[準用規定]	
	この特約に定めのない事項については、この	
コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ	特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お	
熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症	よび他の特約の規定を準用します。	
候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、		
マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、		
症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、		
高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、		
赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー		
熱、レプトスピラ症		
<以下略>		

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

左記特約に自動セットされる特約

2/3/24/1/3/1/2 (12/1/	(注)治療・救援費用補償特約および疾病治療費	用補償特約にも下記特約が自動セットされます。	
疾病死亡保険金支払特約	感染症範囲変更(感染症法準拠)特約	指定感染症追加補償特約	<概要
			•補償∅
<中略>	第1条 [この特約の適用条件]	第1条 [この特約の適用条件]	対象
	この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・	この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・	6,4

(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、 その死亡が次の①から③までのいずれかに該 当した場合は、この特約および普通保険約款 の規定に従い、保険証券に記載された疾病死 亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死 亡保険金受取人に支払います。

対象特約 (例)

① 責任期間中に死亡した場合

第2条「保険金を支払う場合]

- ② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいず れかを直接の原因として責任期間が終了し た日からその日を含めて30日以内に死亡 した場合。ただし、責任期間終了後72時 間を経過するまでに治療を開始し、かつ、 その後も引き続き治療を受けていた場合に 限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病し た疾病。ただし、その疾病の原因が責任 期間中に発生したものに限ります。
- ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感 染症を直接の原因として責任期間が終了し た目からその目を含めて30日以内に死亡 した場合

<中略>

において規定する感染症をいいます。

救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約 のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保 険証券にこの特約を適用する旨記載されている ときに適用されます。

第2条「疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費 用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替 えヿ

この保険契約については、疾病死亡保険金支 払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治 療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり 読み替えて適用します。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律(平成10年法 律第114号)第6条(定義等)に規 定する次のいずれかの感染症(注)
 - 一類感染症
 - ② 二類感染症
 - ③ 三類感染症
 - ④ 四類感染症
- (2) 顎口虫
- (注)疾病死亡保険金においては被保険者 が死亡した時点、治療・救援費用保険 金および疾病治療費用保険金におい ては被保険者が治療を開始した時点

救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約 のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保 険証券にこの特約を適用する旨記載されている ときに適用されます。

第2条「感染症の取扱い」

この保険契約については、疾病死亡保険金支 払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治 療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第6条(定義 等) 第8項に規定する指定感染症(注)を含む ものとします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第7条(指定感染症に対 するこの法律の準用)第1項の規定に基づ き一類感染症、二類感染症または三類感染 症に適用される規定と同程度の規定を準用 することが政令で定められている場合に限 ります。

第3条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この 特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お よび他の特約の規定を準用します。

要>

賞の対象となる感染症の範囲を、 象特約の別表1記載の感染症か 以下のとおり見直します。(感 染症範囲変更 (感染症法準拠) 特 約、指定感染症追加補償特約を自 動セット)

解説

【感染症の範囲】

感染症法に定める一類~四類感 染症、指定感染症(新型コロナ ウイルス感染症) および顎口虫

- これにより、新型コロナウイルス 感染症に感染した場合の保険金を お支払いする要件を「帰宅後30日 以内の治療開始 (疾病死亡保険金 は死亡された場合)」に緩和しま
- ・2020年2月1日以降に上記の要件 に該当した場合から遡及して補償 します。

<自動セットの条件>

対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約に自動セ ットします。

別表1 第2条「保険金を支払う場合」(1)③の

対象特約(例)	左記特約に自動セットされる特約 (注)治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説
感染症	J	
	第3条[準用規定]	
コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ	この特約に定めのない事項については、この	
熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症	特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お	
候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	よび他の特約の規定を準用します。	
マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、		
症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、		
高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、		
赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー		
熱、レプトスピラ症		
<以下略>		

[※]疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

戻る 対象条項 左記普通保険約款に自動セットされる特約 解説 学校旅行総合保険普诵保険約款 感染症節囲変更 (感染症法準拠) 特約 指定感染症追加補償特約 <概要> ・補償の対象となる感染症の範囲を、 第1章 旅行参加者条項 第1条(海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治 第1条(感染症の取扱い) 対象特約の別表 3 (感染症追加補 <中略> 療費用補償条項および弔慰費用補償条項の読み替 この保険契約については、普通保険約款に規 償特約の感染症を含む) 記載の感 第2節 海外疾病死亡危険補償条項 え) 定する別表3に、感染症の予防及び感染症の患 染症から、以下のとおり見直しま 第1条(保険金を支払う場合) この保険契約については、普通保険約款に規 者に対する医療に関する法律(平成10年法律 す。(感染症範囲変更(感染症法準 (1) 当社は、海外旅行の場合において、被保険者 定する別表3および感染症追加補償特約に規定 第114号) 第6条(定義等) 第8項に規定す 拠) 特約、指定感染症追加補償特 が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれ する感染症を次のとおり読み替えて適用しま る指定感染症(注)を含むものとします。 約を自動セット) かに該当したときは、この補償条項および基本 す。 (注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する 【感染症の範囲】 条項の規定に従い、疾病死亡保険金を支払いま 医療に関する法律第7条(指定感染症に対 感染症法に定める一類~四類感 す。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対 するこの法律の準用)第1項の規定に基づ 染症、指定感染症(新型コロナ ① 責任期間中に死亡した場合 する医療に関する法律(平成10年法 き一類感染症、二類感染症または三類感染 ウイルス感染症) および顎口虫 ② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因と 律第114号)第6条(定義等)に規 症に適用される規定と同程度の規定を準用 これにより、新型コロナウイルス して責任期間が終了した日からその日を含め 定する次のいずれかの感染症(注) することが政令で定められている場合に限 感染症に感染した場合の保険金を て30日以内に死亡した場合。ただし、責任 一類感染症 ります。 お支払いする要件が「帰宅後 14 日 期間終了後48時間を経過するまでに治療を ② 二類感染症 以内の治療開始 (疾病死亡保険 開始し、かつ、その後も引き続き治療を受け ③ 三類感染症 第2条(準用規定) 金・弔慰費用保険金は帰宅後30日 ていた場合に限ります。 ④ 四類感染症 この特約に規定のない事項については、この 以内に死亡された場合)」に緩和し (2) 顎口虫 ア. 責任期間中に発病した疾病 特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の ます。 イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した (注)疾病死亡保険金および弔慰費用保険 規定を準用します。 ・2020年2月1日以降に上記の要件 疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間 金においては被保険者が死亡した時 に該当した場合から遡及して補償

します。

<自動セットの条件>

自動セットします。

左記対象条項の補償をセットしてい

る2020年2月1日以降有効な契約に

点、疾病治療費用保険金においては被

保険者が治療を開始した時点におい

て規定する感染症をいいます。

この特約に規定のない事項については、この

特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の

第2条(準用規定)

規定を準用します。

中に発生したものに限ります。

③ 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染

症を直接の原因として責任期間が終了した日

からその日を含めて30日以内に死亡した場

<中略>

第3節 海外疾病治療費用補償条項

(1)当社は、海外旅行の場合において、被保険者 が次のいずれかに該当したときは、この補償条 項および基本条項の規定に従い疾病治療費用保

第1条(保険金を支払う場合)

対象条項	左記普通保険約款に自	自動セットされる特約	解説
険金を支払います。			
① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因と			
して責任期間終了後48時間を経過するまで			
に治療を開始した場合			
ア. 責任期間中に発病した疾病			
イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した			
疾病。ただし、その原因が責任期間中に発			
生したものに限ります。			
② 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染			
症を直接の原因として責任期間が終了した日			
からその日を含めて14日を経過するまでに			
治療を開始した場合			
<中略>			
第2章 学校条項			
<中略>			
第3節 弔慰費用補償条項			
第1条 (保険金を支払う場合)			
(1)当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当し			
たことにより、その旅行参加者(以下この補償			
条項において「被災者」といいます。) の法定相			
続人に対して被保険者が支払った費用を、この			
補償条項および基本条項の規定に従い弔慰費用			
保険金として支払います。			
<中略>			
② 疾病によって死亡し、その死亡が次に掲げ			
る場合のいずれかに該当した場合			
ア. 責任期間中に死亡した場合			
イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任			
期間が終了した日からその日を含めて30			
日以内に死亡した場合。ただし、責任期間			
終了後48時間を経過するまでに治療を開			
始し、かつ、その後も引き続き治療を受け			
ていた場合に限ります。			
(ア)責任期間中に発病した疾病			

対象条項	左記普通保険約款に自動セットされる特約	解説
(イ)責任期間終了後48時間以内に発病		
した疾病。ただし、その原因が責任期間		
中に発生したものに限ります。		
ウ. 責任期間中に感染した別表 3 に掲げる感		
染症を直接の原因として責任期間が終了し		
た日からその日を含めて30日以内に死亡		
した場合		
<中略>		
別表 3 海外疾病死亡危険補償条項第1条(保険		
金を支払う場合) (1)③、海外疾病治療費用		
補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)		
②および弔慰費用補償条項第1条(保険金を		
支払う場合) (1)②ウ. に定める感染症		
コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラ		
ッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱		
感染症追加補償特約		
当社は、この特約により、普通保険約款別表3		
に掲げる感染症に以下のものを追加します。		
重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・		
コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデ		
ス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リ		
ッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウ		
イルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニ		
パウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チ		
フス、リフトバレー熱、レプトスピラ症		
L		

※学校旅行総合保険普通保険約款の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

対象特約 (例)

疾病死亡保険金支払特約

<中略>

第2条「保険金を支払う場合]

- (1)当社は、被保険者が疾病によって死亡し、 その死亡が次の①から③のいずれかに該当し た場合は、この特約および普通保険約款の規 定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保 険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保 険金受取人に支払います。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次のア・またはイ・に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
 - ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

<中略>

左記特約に自動セットされる特約

(注)疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも下記特 約が自動セットされます。

感染症範囲変更 (感染症法準拠) 特約

第1条「この特約の適用条件]

この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死 亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはク レジットカード用海外旅行傷害保険特約のうち いずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券 にこの特約を適用する旨記載されているときに 適用されます。

第2条 [疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金 支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカ ード用海外旅行傷害保険特約の読み替え]

この保険契約については、疾病治療費用補償 特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生 特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保 険特約に規定する別表1および感染症追加補償 特約の別表を次のとおり読み替えて適用しま す。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(注)
 - 一類感染症
 - ② 二類感染症
 - ③ 三類感染症
 - ④ 四類感染症
- (2) 顎口虫
- (注)疾病死亡保険金においては被保険者

指定感染症追加補償特約

第1条「この特約の適用条件]

この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死 亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはク レジットカード用海外旅行傷害保険特約のうち いずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券 にこの特約を適用する旨記載されているときに 適用されます。

第2条「感染症の取扱い」

この保険契約については、疾病治療費用補償 特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生 特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保 険特約に規定する別表1に、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に 規定する指定感染症(注)を含むものとします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第7条(指定感染症に対 するこの法律の準用)第1項の規定に基づ き一類感染症、二類感染症または三類感染 症に適用される規定と同程度の規定を準用 することが政令で定められている場合に限 ります。

第3条「準用規定]

この特約に定めのない事項については、この ットします。 特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お よび他の特約の規定を準用します。

<概要>

・補償の対象となる感染症の範囲を、 対象特約の別表 1 (感染症追加補 償特約の感染症を含む) 記載の感 染症から、以下のとおり見直しま す。(感染症範囲変更 (感染症法準 拠) 特約、指定感染症追加補償特 約を自動セット)

解説

【感染症の範囲】

感染症法に定める一類〜四類感染症、指定感染症(新型コロナウイルス感染症)および顎口虫

- ・これにより、新型コロナウイルス 感染症に感染した場合の保険金を お支払いする要件を「帰宅後 14 日 以内 ^(注) の治療開始(疾病死亡保 険金は帰宅後 30 日以内に死亡さ れた場合)」に緩和します。
- (注) ご契約の内容により治療開始まで の期間が異なることがあります。
- ・2020年2月1日以降に上記の要件 に該当した場合から遡及して補償 します。

<自動セットの条件>

対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約に自動セットします。

	左記特約に自動セットされる特約	
対象特約(例)	(注)疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも下記物	寺 解説
	約が自動セットされます。	
別表1 第2条 [保険金を支払う場合](1)③の	が死亡した時点、疾病治療費用保険金	
感染症	においては被保険者が治療を開始し	
	た時点において規定する感染症をい	
コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッ	います。	
サ熱、マラリア、回帰熱、黄熱]	
	第3条 [準用規定]	
感染症追加補償特約	この特約に定めのない事項については、この	
<中略>	特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お	
別表(第2条[支払の対象となる感染症の追加]	よび他の特約の規定を準用します。	
関係)		
重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリ		
ミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシ		
ジオイデス症、デング熱、 顎口虫 、ウエスト		
ナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出		
血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥イ		
ンフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダ		
ニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レ		
プトスピラ症		
L		
<以下略>		
<以下略>		

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

		戻る
対象特約	左記特約に自動セットされる特約	 解説
外国人研修生特約	支払条件変更に関する特約(外国人研修生特約用)	<概要>
		・病気や感染症により治療を受け
<中略>	第1条[この特約の適用条件]	た場合で保険金をお支払いす
	この特約は、外国人研修生特約が付帯されている場合で、かつ、保険証	る要件を以下のとおり緩和し
第2章 疾病治療費用補償条項	券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。	ます。
第4条[保険金を支払う場合]		<病気(別表1以外の感染症含む)
(1) 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、本	第2条[外国人研修生特約の読み替え]	>
条(2)に掲げる金額を、この補償条項、第6章基本条項および普通保	この保険契約については、外国人研修生特約を次のとおり読み替えて適	「帰宅後48時間以内の治療開始」
険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。	用します。	から「帰宅後 72 時間以内の治
ただし、治療を開始した日(注)からその日を含めて 180 日以内に要し	① 第2章疾病治療費用補償条項第4条[保険金を支払う場合](1)	療開始」に緩和
た費用に限ります。	①および②を次のとおり読み替えて適用します。	<感染症(別表 1)>
① 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責	Γ	「帰宅後 14 日以内の治療開始」
任期間終了後 48 時間を経過するまでに治療を開始した場合	① 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因と	から「帰宅後 30 日以内の治療
ア. 責任期間中に発病した疾病	して責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場	開始」に緩和(疾病死亡保険金
イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病	合	は、治療開始を死亡と読み替
の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	ア. 責任期間中に発病した疾病	え)
② 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として	イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その	※別表1の感染症は、前記「感染
責任期間が終了した日からその日を含めて 14 日を経過するまでに治	疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	症範囲変更(感染症法準拠)特
療を開始した場合	② 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因と	約」および「指定感染症追加補
(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始し	して責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過する	償特約」を参照ください。
た日をいいます。	までに治療を開始した場合	・2020年2月1日以降に上記の要
(2) 本条(1) にいう「本条(2) に掲げる金額」とは、次の①および②	7	件に該当した場合から遡及し
に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、	② 第3章疾病死亡保険金補償条項第6条[保険金を支払う場合](1)	て補償します。
本条(1)①または②の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対し	②を次のとおり読み替えて適用します。	
て通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結してい	Γ	<自動セットの条件>
なければ発生しなかった金額を含みません。	② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因と	左記対象特約がセットされてい
	して責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡	る 2020 年 2 月 1 日以降有効な契
<中略>	した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治	約に自動セットします。
第3章 疾病死亡保険金補償条項	療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に	
第6条[保険金を支払う場合]	限ります。	
(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③の	ア. 責任期間中に発病した疾病	

イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。ただし、その

いずれかに該当した場合は、この補償条項、第6章基本条項および普通

LL 22, 4+ 1/L	→ ラルトリント カボト トー・ファー フル・ル	<i>kn⇒</i> ⊻
対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額	疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	
を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。	② 四本の (の) ②わたが②とがみたわりまた井さて英田とよよ	
① 責任期間中に死亡した場合	③ 別表2(2)②および③を次のとおり読み替えて適用します。	
② 次のア・またはイ・に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責	② まだ無明点よとはまだ無明妙フが 70 吐明以中に変点) よ。	
任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。	② 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、	
ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、か	責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したことお	
つ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。	よび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断	
ア. 責任期間中に発病した疾病	書	
イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病	③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原	
の原因が責任期間中に発生したものに限ります。	因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過	
③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として	するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する	
責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	医師の診断書	
<中略>	④ 別表2(3)②を次のとおり読み替えて適用します。	
別表 2 (第 30 条 [保険金の請求の特則] 関係)	② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後	
<中略>	72 時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間	
(2)疾病治療費用保険金を請求する場合	終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も	
保険金請求書類	引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を	
① 保険金請求書	証明する医師の診断書(注1)	
② 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期		
間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程		
度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書	第3条[準用規定]	
③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ	
責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療	り、普通保険約款および外国人研修生特約の規定を準用します。	
を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書		
④ 第4条 [保険金を支払う場合] (2) ①および②の費用の支払を証明		
する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書		
<中略>		
(3) 疾病死亡保険金を請求する場合		
保険金請求書類		
① 保険金請求書		
② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間		
以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を		

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けてい		
たことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書(注1)		
③ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する		
医師の診断書		
<以下略>		

[※]外国人研修生特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

■次のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約(例)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償 (MS&AD型) 特約「用語の説明」、傷害補償 (標準型) 特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語		用語	説明			
•			<中略>			
と 特定感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す				
		る法律(平成10年法律第114号)第6条第				
から第4項までに規定する一類感染症、二類感		から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症				
			または三類感染症をいいます。			

<以下略>

左記特約に自動セットされる特約

(注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット されます。

指定感染症追加補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償(MS&AD型)特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明			
ک	特定感染症危	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金			
	険補償特約	および通院保険金」補償特約および特定感染症			
		危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この			
		保険契約に適用されるものをいいます。			

第1条(特定感染症の取扱い)

この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規 定を進用します。

<概要>

・対象特約に、「指定感染症追加補償 特約」をセットすることで、新型 コロナウイルス感染症に感染した 場合も補償の対象となり、特定感 染症危険「後遺障害保険金、入院 保険金および通院保険金」補償特 約または特定感染症危険「葬祭費 用保険金」補償特約に従い、保険 金をお支払いします。

解説

・2020 年 2 月 1 日以降の発病から遡 及して補償します。

<自動セットの条件>

対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約に自動セットします。 ■前のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約 (例)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

<中略>

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の規定は、この保険契約が継続契約(注1)である場合には、適用しません。
- (注1)継続契約とは、特定感染症を補償する団体総合生活補償保険普通保 険約款等に基づく保険契約または当社が認めた保険契約(共済契約を含 みます。)の満期日(注2)を始期日とするこの特約が適用される保険契 約をいいます。
- (注2) 満期日は、その保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、満期日の翌日と読み替えます。

<以下略>

左記特約に自動セットされる特約

(注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット されます。

待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償(MS&AD型)特約「用語の説明」、傷害補償(標準型)特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
Γ	特定感染症危	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金
	険補償特約	および通院保険金」補償特約および特定感染症
		危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この
		保険契約に適用されるものをいいます。

第1条(保険金を支払わない場合の不適用)

この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、 次の規定を適用しません。

- ① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償特約第3条(保険金を支払わない場合ーその2)
- ② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条(保険金を支払 わない場合ーその2)
- (注)新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定 感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定 する新型コロナウイルス感染症をいいます。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規 定を進用します。

<概要>

対象特約に、「待期期間不設定(指定 感染症追加補償特約用)特約」をセットすることで、保険始期日から10 日以内に新型コロナウイルス感染症 に感染した場合も補償の対象となり ます。

解説

<自動セットの条件>

- ・対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が 2020年5月11日 以前の契約に自動セットします。
- ・待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約は、2020年5月 12日以降新たに対象特約をセット されたご契約にはセットできません。

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

■次のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約 (例)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」 による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
ک	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
		る法律(平成10年法律第114号)第6条第2項か
		ら第4項までに規定する一類感染症、二類感染症また
		は三類感染症をいいます。

<以下略>

左記特約に自動セットされる特約

(注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット されます。

指定感染症追加補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障 害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特 定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明					
ک	特定感染症危	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金					
	険補償特約	および通院保険金」補償特約および特定感染症					
		危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この					
		保険契約に適用されるものをいいます。					

第1条(特定感染症の取扱い)

この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感 染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 | 年2月1日以降有効な契約に自動セ 成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症(注)を 含むものとします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成1 0年法律第114号) 第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類 感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を進用す ることが政令で定められている場合に限ります。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用しま す。

<概要>

対象特約に、「指定感染症追加補償 特約」をセットすることで、新型 コロナウイルス感染症に感染した 場合も補償の対象となり、特定感 染症危険「後遺障害保険金、入院 保険金および通院保険金」補償特 約または特定感染症危険「葬祭費 用保険金」補償特約に従い、保険 金をお支払いします。

解説

・2020年2月1日以降の発病から溯 及して補償します。

<自動セットの条件>

対象特約がセットされている 2020 ットします。

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

■前のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約 (例)	(注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも
	されます

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

<中略>

第3条(保険金を支払わない場合)

<中略>

- (3) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特 定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(3) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用 しません。

<以下略>

左記特約に自動セットされる特約

も下記特約が自動セット

待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障 害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特 定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保 険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ح	特定感染症危	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金
	険補償特約	および通院保険金」補償特約および特定感染症
		危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この
		保険契約に適用されるものをいいます。

第1条(保険金を支払わない場合の不適用)

この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、 次の規定を適用しません。

- ① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償特約第3条(保険金を支払わない場合)(3)および(4)
- ② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条(保険金を支 払わない場合)(3)および(4)
- (注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定 感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定 する新型コロナウイルス感染症をいいます。

第2条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用しま

解説

<概要>

対象特約に、「待期期間不設定(指定 感染症追加補償特約用)特約」をセ ットすることで、保険始期日から10 日以内に新型コロナウイルス感染症 に感染した場合も補償の対象となり ます。

<自動セットの条件>

- ・対象特約がセットされている 2020 年2月1日以降有効な契約かつ対 象特約の始期が 2020 年 5 月 11 日 以前の契約に自動セットします。
- 待期期間不設定(指定感染症追加 補償特約用)特約は、2020年5月 12日以降新たに対象特約をセット されたご契約にはセットできませ

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

■次のページも一緒にご確認ください。

<u>戻る</u>

左記特約に自動セットされる特約	解説
指定感染症追加補償特約	<概要>
	・左記対象特約に、「指定感染症追加
[特定感染症の取扱い]	補償特約」をセットすることで、
の保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保	新型コロナウイルス感染症に感染
および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予	した場合も補償の対象となり、特
び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114	定感染症危険「後遺障害保険金、
第6条第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。	入院保険金および通院保険金」補
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第	償特約に従い、保険金をお支払い
項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用	します。
れる規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている	・2020年2月1日以降の発病から遡
合に限ります。	及して補償します。
[準用規定]	<自動セットの条件>
の特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか	左記対象特約がセットされている
、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」	2020年2月1日以降有効な契約に自
特約および普通保険約款の規定を準用します。	動セットします。
	指定感染症追加補償特約 [特定感染症の取扱い] の保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 第 6 条第 8 項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条第項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用れる規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている合に限ります。 [準用規定] の特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

■前のページも一緒にご確認ください。

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約	<概要>
		左記対象特約に、「待期期間不設定
<中略>	第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]	(指定感染症追加補償特約用) 特約」
	この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、	をセットすることで、保険始期日か
第4条 [保険金を支払わない場合-その2]	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償	ら 10 日以内に新型コロナウイルス
(1)当社は、次の①または②のいずれかに該当する特定感染症に対しては、	特約第4条[保険金を支払わない場合-その2](1)①および(2)	感染症に感染した場合も補償の対象
保険金を支払いません。	の規定を適用しません。	となります。
① 保険責任開始日からその日を含めて 10 日以内に発病した特定感染	(注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定	
症	感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)第1条に規定	<自動セットの条件>
② 保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約に付帯	する新型コロナウイルス感染症をいいます。	・左記対象特約がセットされている
される特約で別に定める場合を除き、始期日から保険料領収までの間		2020年2月1日以降有効な契約か
に発病した特定感染症	第2条 [準用規定]	つ対象特約の始期が 2020 年 5 月
(2) 本条(1)①の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか	11日以前の契約に自動セットしま
用しません。	ぎり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」	す。
	補償特約および普通保険約款の規定を準用します。	待期期間不設定(指定感染症追加
<以下略>		補償特約用)特約は、2020年5月
		12日以降新たに対象特約をセット
		されたご契約にはセットできませ
		ん。

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

<u>戻る</u>

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約(例)		左記特約に自動セットされる特約 (注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット されます。		E危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット	解説
特定感染症危険「	「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約			指定感染症追加補償特約	<概要>
<用語の説明-定		<	<用語の説明-定義>		・対象特約に、「指定感染症追加補償 特約」をセットすることで、新型
	おいて使用される次の用語は、それぞれ次の定義によりま			おいて使用される次の用語は、次の定義によります。	コロナウイルス感染症に感染した
す。 ■ ===	(50 音順)		用語	定義	場合も補償の対象となり、特定感効症を除「終海院家保険会」を
用語	定義 <中略>		特定感染症	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および	染症危険「後遺障害保険金、入院 保険金および通院保険金」補償特
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項 までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感		危険補償特約	通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費 用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用され るものをいいます。	おまたは特定感染症危険「葬祭費 用保険金」補償特約に従い、保険 金をお支払いします。
	まてに死たする一類怒朱征、二類怒朱征または三類怒	容	第1条[特定感	沈定の取扱い]	・2020 年 2 月 1 日以降の発病から遡
実施をいいます。		この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。 (注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。		約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平育114号)第6条第8項に規定する指定感染症(注)を含す。 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用と同程度の規定を準用することが政令で定められている	及して補償します。 <自動セットの条件> 対象特約がセットされている 2020
			ぎり、普通保す。	定] 定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか 険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用しま 容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご教	

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■前のページも一緒にご確認ください。

<u>戻る</u>

対象特約(例)	(注)特定感染症 されます。	左記特約に自動セットされる特約 定危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット	解説
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	待期	期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約	<概要>
			対象特約に、「待期期間不設定(指定
<中略>	<用語の説明-	定義>	感染症追加補償特約用)特約」をセ
	この特約に	おいて使用される次の用語は、次の定義によります。	ットすることで、保険始期日から10
第4条[保険金を支払わない場合-その2]	用語	定義	日以内に新型コロナウイルス感染症 に感染した場合も補償の対象となり
(1)当社は、保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて10	特定感染症	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および	に怒朱した物口も袖頂の対象となります。
日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。	危険補償特	通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費	670
(2) 本条(1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用	約	用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用され	<自動セットの条件>
しません。		るものをいいます。	・対象特約がセットされている 2020
			年2月1日以降有効な契約かつ対
<以下略>		を支払わない場合の不適用]	象特約の始期が 2020 年 5 月 11 日
		P約については、新型コロナウイルス感染症 (注) に対して、	以前の契約に自動セットします。
	次の規定を適		・待期期間不設定(指定感染症追加
		を 生た た た た た た た た た た た た た た	補償特約用)特約は、2020年5月
		54条[保険金を支払わない場合ーその2]	12日以降新たに対象特約をセット
		★症危険「葬祭費用保険金」補償特約第4条 [保険金を支払 は	されたご契約にはセットできませ
		合一その2]	λ .
	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定	
		て定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定	
	する新型コロナウイルス感染症をいいます。		
	第2条[準用規	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	この特約に	定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか	
	ぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用しま		
	す。		

家族傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

戻る

対象特約(例)			左記特約に自動セットされる特約 (注)特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット されます。		解説
特定感染症危険「	後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約			指定感染症追加補償特約	<概要>
					・対象特約に、「指定感染症追加補償
<用語の説明一定	· ·	<	<用語の説明ー)		特約」をセットすることで、新型
	いて使用される次の用語は、それぞれ次の定義によりま			おいて使用される次の用語は、次の定義によります。	コロナウイルス感染症に感染した
す。	T		用語	定義	場合も補償の対象となり、特定感
用語	定義		特定感染症	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および	染症危険「後遺障害保険金、入院
	<中略>		危険補償特	通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費	保険金および通院保険金」補償特
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する		約	用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用され	約または特定感染症危険「葬祭費
	法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項			るものをいいます。	用保険金」補償特約に従い、保険
	までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感				金をお支払いします。
	染症をいいます。	第1条 [特定感染症の取扱い]		染症の取扱い]	・2020 年 2 月 1 日以降の発病から遡
		この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感		約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感	及して補償します。
		染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 8 項に規定する指定感染症(注)を含むものとします。 (注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条第			
					<自動セットの条件>
	<以下略>				対象特約がセットされている 2020
					年2月1日以降有効な契約に自動セ
			1項の規定	に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用	ットします。
		される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている		と同程度の規定を準用することが政令で定められている	
		場合に限ります。		ます。	
		第2条「準用規定」		· 定]	
		この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反		項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反	
		しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準		、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準	
			用します。		
※特定感染症危险	第一条 「後間障害保険金」 入院保険金および通院保険金」	補(僧特約等の内	- 容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契	!約の始期により約款の記載が異か

家族傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■前のページオータルデル部ノゼキい

前のページも一緒にご確認ください。 									
対象特約(例)	(注)特定感染症されます。	左記特約に自動セットされる特約 定危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セット	解説						
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	待期	期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約	<概要>						
<中略> 第4条「保険金を支払わない場合-その2〕	<用語の説明ー この特約に 用語	定義> おいて使用される次の用語は、次の定義によります。 定義	対象特約に、「待期期間不設定(指定 感染症追加補償特約用)特約」をセットすることで、保険始期日から10 日以内に新型コロナウイルス感染症						
(1) 当社は、保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて10	特定感染症	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および	に感染した場合も補償の対象となり						
日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。 (2) 本条 (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用	危険補償特約	通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費 用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用され	ます。						
しません。		るものをいいます。	<自動セットの条件>						
<以下略>	この保険契 次の規定を適 ① 特定感染 補償特約第 ② 特定感染 払わない (注)新型コロ 感染症とし	を支払わない場合の不適用] 約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、 i用しません。 症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 54条[保険金を支払わない場合ーその2] 症危険「葬祭費用保険金」補償特約第4条[保険金を支 場合ーその2] ナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定 て定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定 ロナウイルス感染症をいいます。	 ・対象特約がセットされている 2020 年 2 月 1 日以降有効な契約かつ対象特約の始期が 2020 年 5 月 11 日以前の契約に自動セットします。 ・待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約は、2020年 5 月12 日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。 						
		定] ・項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反 、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準							

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異な る場合がございますが、補償内容は同じです。

用します。

<u>戻る</u>

■次のページも一緒にご確認ください。

対象特約(例)			左記特約に自動セットされる特約 (注)特定感染症葬祭費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。				解説
特定感染症補償特約			指定感染症追加補償特約			指定感染症追加補償特約	<概要>
<用語の説明-定義>			<用語のご説明-定義>			<u> </u>	・対象特約に、「指定感染症追加補償 特約」をセットすることで、新型
この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によりま			この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。			使用される次の用語は、次の定義によります。	コロナウイルス感染症に感染した
· 量。				用語	ご説明	場合も補償の対象となり、特定感	
	用語	定義		と	特定感染症危	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用	染症補償特約または特定感染症葬
		<中略>			険補償特約	補償特約のうち、この保険契約に適用されるもの	祭費用補償特約に従い、保険金を
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す				をいいます。	お支払いします。
		る法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第	第1	1条	[特定感染症の	取扱い]	・2020年2月1日以降の発病から遡
		4項までに規定する一類感染症、二類感染症または		۲	の保険契約につ	いては、特定感染症危険補償特約に規定する特定感	及して補償します。
		三類感染症をいいます。	Ì	染症	[に、感染症の予	防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平	
			成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 8 項に規定する指定感染症(注)を含			号) 第6条第8項に規定する指定感染症(注)を含	<自動セットの条件>
			むものとします。				対象特約がセットされている 2020
		(注)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第				年2月1日以降有効な契約に自動セ	
<以下略>		1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用			き一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用	ットします。	
			される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている			屋度の規定を準用することが政令で定められている	
				場	合に限ります。		
			第2条 [準用規定]				
			この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか				
			ぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用しま			次および特定感染症危険補償特約の規定を準用しま	
			-	す。			

<u>戻る</u>

■前のページも一緒にご確認ください。

対象特約(例)	左記特約に自動セットされる特約 (注)特定感染症葬祭費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。					解説
特定感染症補償特約		待期期間不設定(指定感染症追加補償特約用)特約				<概要>
						対象特約に、「待期期間不設定(指定
<中略>	<	<用語のご説明-定義>				感染症追加補償特約用)特約」をセ
		この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。				ットすることで、保険始期日から 10
第5条[保険金をお支払いできない場合-その2]			用語	i i	ご説明	日以内に新型コロナウイルス感染症
(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する特定感染症に対して		と	特定感染	症危	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用	に感染した場合も補償の対象となり
は、保険金をお支払いしません。			険補償特	約	補償特約のうち、この保険契約に適用されるもの	ます。
① 保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて 10 日以					をいいます。	
内に発病した特定感染症						<自動セットの条件>
② 保険料を領収する前に発病した特定感染症	穿	第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]				・対象特約がセットされている 2020
(2) 本条(1)の①の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、		この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、				年2月1日以降有効な契約かつ対
適用しません。		次の規定を適用しません。				象特約の始期が 2020 年 5 月 11 日
		① 特定感染症補償特約第5条[保険金をお支払いできない場合-その				以前の契約に自動セットします。
<以下略>		2](1)①および(2)				· 待期期間不設定(指定感染症追加
		② 特定感染症葬祭費用補償特約第5条[保険金をお支払いできない場				補償特約用)特約は、2020年5月
		合-その2](1)①および(2)				12日以降新たに対象特約をセット
		(注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定				されたご契約にはセットできませ
		感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)第1条に規定				ん。
		9	する新型コ	ロナウ	イルス感染症をいいます。	
	<i>[</i> 22]	なっ 々「淮田田中]				
	身	第2条[準用規定]				
	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか				50. 1 3. 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1 10. 1 = 1	
		_		()央 於1分	歌および特定感染症危険補償特約の規定を準用しま	
		す。				